

高齢者のための在宅福祉ガイド

令和6年5月1日

一宮市福祉部高年福祉課 電話 28-9021・28-9151 FAX 73-1019

高齢者のための在宅福祉サービス

申請に必要なもの

○窓口にお越しになる方の本人確認ができる書類をお持ちください。

運転免許証・個人番号カード・健康保険証・介護保険証・身体障害者手帳
後期高齢者医療被保険者証・年金手帳等



ひとり暮らしの方のためのサービス

《「ひとり暮らし高齢者台帳」への登録》

登録した方には、地区の民生委員などが訪問し、見守りを行います。また、登録内容は緊急時の連絡などに活かしていきます。

このガイドに掲載してあるサービスの中には、この登録が必要なものがあります。

◆対象者

昼夜を通じてひとりで生活しており、家族などと接することがないため、地域の見守りが必要な65歳以上の在宅の高齢者。ただし、以下の場合には周囲の人によって安否の確認ができる環境ですので、該当しません。

- ア. 経常的に働いている方
- イ. 同一敷地内及び隣接地に別棟で生活している家族などがいる方
- ウ. 集合住宅の隣接部屋に生活している家族などがいる方

◆申請方法

申請書に必要事項（緊急連絡先の記入が必要）を記入し、1ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2階27番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課



《緊急連絡通報システム》

病気や緊急時に、市が委託した業者の受付センターに通報される緊急通報装置を貸与します。

◆対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方等（病弱な高齢者世帯も含まれます）

◆内容

電話回線を保有している方には緊急通報装置を貸与（電話回線を保有していない方で、所得税非課税世帯の方には電話回線及び緊急通報装置を貸与）し、高齢者の安否の確認と緊急時の迅速な対応をします。また、月1回の安否確認電話により、健康状態・生活状態を把握します。

◆負担

設置工事費は原則無料（工事によっては実費負担あり）

受付センターへの通報にかかる通話料は無料

電話回線を貸与された方は、受付センター以外への通話料や電話の基本料金は自己負担



◆申請方法

申請書に必要事項（緊急連絡先の記入が必要）を記入し、1ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

ひとり暮らしの方は「ひとり暮らし高齢者台帳」への登録が必要です。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2階27番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課

《配食サービス》

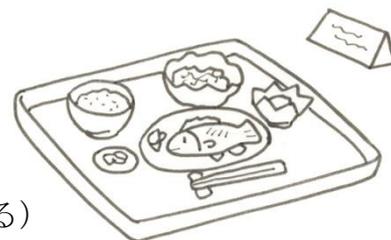
ひとり暮らしの高齢者に対し、安否の確認を行いながら昼食を配達します。

◆対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方等（病弱な高齢者世帯も含みます）で調理が困難な方

◆内容

毎日（希望により特定の曜日のみも可）昼食を配達し、安否の確認を行います。



◆負担金

1食につき330円～570円（業者やメニューによって異なる）

◆申請方法

申請書に必要事項（緊急連絡先の記入が必要）を記入し、1ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

ひとり暮らしの方は「ひとり暮らし高齢者台帳」への登録が必要です。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2階27番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課

《日常生活用具給付》

住宅用火災警報器、電磁調理器の日常生活用具を支給することにより、安全な生活が営めるよう支援します。

◆対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方等。（病弱な高齢者世帯も含みます）ただし、市民税非課税世帯に限ります。

◆負担金

無料

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

ひとり暮らしの方は「ひとり暮らし高齢者台帳」への登録が必要です。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2階27番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課

ねたきりまたは認知症の高齢者のためのサービス

《ねたきり高齢者等見舞金支給》

重度の介護が必要な方に対し、月額 3,000 円の見舞金を支給します。

◆対象者

介護保険で要介護 4 または 5 と認定された方で、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所していない方

◆支払方法

8・12・4 月に、3ヶ月前までの月分の見舞金を本人名義の口座に振込みます。

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」と本人名義の通帳をご持参のうえ提出してください。要介護 4 または 5 の認定期間中、申請書を提出した月から見舞金が発生します。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2 階 27 番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課

《寝具洗濯乾燥》

在宅でねたきりの高齢者、または、ひとり暮らしの方を対象に年度に 4 回、寝具の洗濯乾燥をします。

◆対象者

おおむね 65 歳以上の在宅でねたきりの方、ひとり暮らしの方等

◆実施時期

洗濯・・・6・12 月 消毒・・・9・3 月

◆負担金

無料

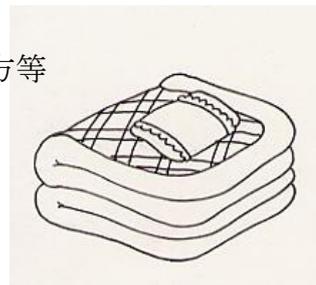
◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

ねたきりの方は、「ねたきり高齢者台帳」、ひとり暮らしの方は、「ひとり暮らし高齢者台帳」への登録が必要です。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2 階 27 番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課



《訪問理美容サービス》

在宅でねたきりの高齢者を対象に 2 ヶ月に 1 回利用できる訪問理美容利用券を交付します。

◆対象者

おおむね 65 歳以上の在宅でねたきりの方

◆負担金

1 回につき 1,100 円

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。申請には「ねたきり高齢者台帳」への登録が必要です。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2 階 27 番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課

《家族介護用品給付》

重度の介護が必要な方を在宅で介護している家族等に、年度に6万円（半期で3万円ずつ）を限度として紙おむつなどの介護用品を支給します。

◆対象者

介護保険で要介護4または5と認定された方（市民税非課税世帯）を在宅で介護している家族等（市民税非課税世帯）

◆給付方法

介護用品を自宅へ直接配送、または、介護用品を愛知県薬業協同組合に加盟している店で購入できる医薬品券の交付

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2階27番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課

《認知症高齢者捜索支援サービス》

道に迷う可能性のある認知症高齢者を介護している家族等に対し、高齢者が行方不明となった場合、居場所を早期に発見することができるシステムを活用し、家族等が安心して介護できるよう支援します。

◆対象者

おおむね65歳以上の認知症等の症状により道に迷う可能性のある方を介護している家族等

◆負担金（申請時に選択）

オペレーターによる位置情報提供 月380円

ウェブサイトによる位置情報提供 月220円



GPS 端末

サイズ 52mm×52mm×15mm

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2階27番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課

《認知症高齢者個人賠償責任保険》

認知症状がみられる方が、日常生活における偶発的な事故で法律上の賠償責任を負った場合、最大5億円を限度に被害者に支払うべきお金を補償します。

◆対象者

「認知症高齢者捜索支援サービス」を申請してシステムを利用している方

◆負担金

無料

◆申請方法

「認知症高齢者捜索支援サービス」の申請をしてください。認知症高齢者個人賠償責任保険のみの申請はできません。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2階27番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課

その他の高齢者福祉サービス

《福祉タクシー料金助成》

満 85 歳以上の方に対し、普通タクシーまたはリフト付タクシーの初乗運賃が助成される利用券を年度に 30 枚交付します。年度途中で申請のあった方は、申請月以降の利用券を交付します。なお、生活保護世帯・市民税所得割非課税世帯で、通院等で必要な方には、年度中に再度申請を受け付け、30 枚交付を受けることができます。

◆対象者

満 85 歳以上の方

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2 階 27 番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課

《難聴高齢者補聴器購入費助成》

聴力機能の低下がみられる方の、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。

※令和 6 年 7 月 1 日から事業開始となります。購入前の申請が必要です。

◆対象者（下記のすべてに該当する方）

- (1) 市内に住所を有する 65 歳以上で、市民税非課税世帯又は生活保護世帯の方
- (2) 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する補装具費支給対象障害者等でないこと
- (3) 一宮市内の身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する聴覚障害の区分に指定された医師または、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医が、補聴器の装用が有用であると判断した方
- (4) 労働者災害補償保険法など他の法令による助成を受けていない方
- (5) 過去に本事業による助成を受けた場合は、以下 2 点を満たす必要があります。
 - ・当該助成の対象となった補聴器の購入日から起算して 5 年を経過している
 - ・当該補聴器が有用でない

◆助成額

購入費用の 2 分の 1（左右どちらか 1 台のみ、上限 3 万円）

※助成の対象となる補聴器は管理医療機器認証を受けているものに限ります。

◆申請方法

申請書（市指定様式）・意見書（市指定様式）・見積書を 1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2 階 27 番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課

《「愛の杖」の給付》

歩行が不自由な高齢者に杖を支給し、歩行や外出を支援します。

◆対象者

おおむね 65 歳以上の歩行が不自由な方

◆負担金

無料

◆申請方法

申請書に必要事項を記入し、1 ページの「申請に必要なもの」をご持参のうえ提出してください。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2 階 27 番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課

《ふれあい収集》

家庭ごみを集積場所などへ自分で持ち出すことが困難な世帯を対象に、市職員が訪問し、玄関先で一声かけて安否を確認したうえでごみ収集します。

◆対象者

介護保険の要介護 1 以上の認定を受けている 65 歳以上の高齢者、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方だけで構成する世帯

◆申請方法

世帯全員の介護保険被保険者証・障害者手帳など（写し可）をご持参のうえ申請してください。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2 階 27 番窓口）、一宮市役所障害福祉課（2 階 25 番窓口）、尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課、出張所

◆その他・問い合わせ

申し込み後、世帯を訪問調査して収集を決定します。

詳細は、事業を実施する収集業務課（環境センター内 電話 45-7004）へ問い合わせください。

《災害時たすけあい隊（災害時要援護者支援制度）》

大規模災害時に自力や家族の助けだけでは避難できない方が登録することにより、地域で見守ってくれる方（支援者）に情報を提供して、善意と地域の助け合いにより、避難の手助けを受けるための制度です。

◆対象者

介護保険の要介護 3 以上の方、65 歳以上でひとり暮らし高齢者台帳に登録されている方、65 歳以上の高齢者のみの世帯の方

◆申請方法

申請書に必要事項（個別支援者・地域支援者を自身で選定し、支援者の署名が必要）を記入し提出してください。

◆申請場所

一宮市役所高年福祉課（2 階 27 番窓口）、一宮市役所福祉総務課（2 階 28 番窓口）、木曾川庁舎総務窓口課、一宮市社会福祉協議会、尾西庁舎社会福祉協議会尾西支部、一宮市社会福祉協議会木曾川支部、出張所

◆その他・問い合わせ

一宮市役所高年福祉課（2 階 27 番窓口）へご相談ください。

いきいきセンター等高齢者福祉施設

市内には、高齢者が無料（浴室利用のみ有料）で利用できる福祉施設（いきいきセンター・いこいの広場・つどいの里）があります。地域の交流の場所として、また趣味・娯楽・学習活動などの場としてご活用ください。

◆対象者

市内在住の60歳以上の方（つどいの里は若年者の方も利用できます）

◆利用料金

無料（浴室利用のみ有料で1人1回100円）

◆利用時間

9時から17時まで

◆休館日等

各施設によって異なりますので、事前に下記の施設でご確認ください。また、浴場についても、利用の時間帯が異なりますので、事前にご確認ください。

施設名	住所（一宮市）	電話	施設名	住所（一宮市）	電話
		（0586）			（0586）
ますみ いこいの広場	一宮市真清田1-2-30 （スポーツ文化センター内）	71-1717	千秋 いこいの広場	千秋町佐野字下川田48-1	81-1478
神山 いきいきセンター	野口1-6-22 （いちのみや中央プラザ内）	45-7727	起 つどいの里	起字西茜屋469-3	61-8200
葉栗 いこいの広場	光明寺字畳手37-1	78-5555	小信中島 つどいの里	小信中島字中平5	61-4110
時之島 いこいの広場	時之島字杵先8-1	52-0701	三条 つどいの里	三条字賀11-1	64-2021
浅野 いこいの広場	浅野字八剣67-1	77-4840	朝日西 つどいの里	上祖父江字下り江8-1	69-6800
丹陽 いこいの広場	多加木3-5-11	24-7371	玉野 つどいの里	玉野字淵ヶ巻2	69-7500
重吉 いこいの広場	丹陽町重吉字北屋敷380	76-7490	開明 いこいの広場	開明字神明郭4	45-6711
浅井 いこいの広場	浅井町前野字西藪34	52-0800	木曾川 いこいの広場	木曾川町黒田 字北野黒165	86-6700
北方 いこいの広場	北方町北方字新堤下144	86-5101	木曾川西部 いこいの広場	木曾川町里小牧 字道路寺45	87-5433
奥 いきいきセンター	奥町字八瀬割28	46-1126	木曾川 いきいきセンター	木曾川町門間 字沼間35	86-9410
萩原 いきいきセンター	萩原町東宮重字蓮原48	69-2200	「ますみいこいの広場」、「浅野いこいの広場」、 「木曾川いこいの広場」、「開明いこいの広場」及び 各「つどいの里」には浴室設備はありません。		

一宮市地域包括支援センター

いつまでも介護の
世話にならず
元気でいられる方法を
教えて欲しい

最近、もの忘れが
ひどくて・・・
認知症でしょうか？



ひとり暮らしの人は
どんな福祉サービスが
受けられるの？

夫婦2人暮らしで
どちらかが具合が悪く
なったらと不安で・・・

介護保険に
ついて聞きたい

社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師または看護師が
地域の高齢者への総合的な相談に応じています。

お気軽にご利用・ご相談下さい。

◆相談料

無料



◆地域包括支援センター一覧

センター名	住 所	電 話	F A X	担当地区
やすらぎ	奥町字下口西 72 番地 1	61-3350	61-3153	神山 今伊勢町・奥町
コムネックス みづほ	木曾川町黒田字西沼 52 番地	86-5333	86-5888	葉栗・北方町 木曾川町
アウン	浅井町尾関字同者 165 番地	51-1384	51-7322	西成・浅井町
ちあき	千秋町塩尻字山王 1 番地	81-1711	81-1713	向山・富士 丹陽町・千秋町
萩の里	萩原町東宮重字蓮原 36 番地 1	67-3633	67-3635	大和町・萩原町
泰玄会	小信中島字仁井西 23 番地 1	61-8273	64-2440	起・小信中島・三条 大徳・朝日・開明
まちなか	松降 1 丁目 2 番 18 号 松降ビル 4 階	85-8672	85-8673	宮西・貴船・大志

◆センターごとに担当する地区が決まっています。

◆虐待通報等の緊急時は、24 時間電話にて受付しています。